



2019年6月7日

各 位

会 社 名 エコモット株式会社
代表者名 代表取締役 入澤 拓也
(コード：3987、東証マザーズ、札証アンビシャス)
問合せ先 取締役管理部長 工藤 貴史
(TEL. 011-558-6600)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年6月7日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2019年6月27日開催の第13期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社事業のモニタリングソリューション及びインテグレーションソリューションは、事業の特性上毎年12月から3月が繁忙期に当たるため、売上高等の季節変動に伴う業績への影響を緩和するとともに、経営計画の策定を効率的に行うことなどを目的として、決算期を変更するものであります。

当社の事業年度を毎年9月1日から翌年8月31日に変更し、あわせて関連規程についても所要の変更を行うものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年3月31日
変 更 後	毎年8月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第14期は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

2019年5月14日付「2019年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」にて公表いたしましたとおり、2020年3月期業績予想(12か月)を公表しておりましたが、決算期変更後の2020年8月期業績予想(17か月)につきましては、現在精査中であり詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社の事業の明確化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の事業目的を変更並びに追加し、また上記の理由により、決算期を変更するものであります。

なお、この定款変更は、2019年6月27日開催予定の第13期定時株主総会において議案が原案通り承認可決されることを条件として、2019年6月27日にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>インターネット・携帯電話のホームページの企画立案、制作及び保守に関する業務</u>	1. <u>情報機器の企画・開発・設計・試作・実験・解析・評価・製造・輸入・販売・レンタルに関わる業務</u>
2. <u>インターネット・携帯電話のコンテンツの企画・制作・運営</u>	2. <u>ITシステムの構築及び運用並びにそれらの受託及びコンサルティング</u>
3. <u>インターネット・携帯電話のネットワークシステムを利用した通信販売業務</u>	3. <u>ITシステムに関わる要員の教育・派遣業務</u>
4. <u>インターネットでのサーバの設置及びその管理業務</u>	4. <u>各種データ解析作業の受託及びコンサルティング</u>
5. <u>インターネット上名称ドメイン名の取得代行業務</u>	(削 除)
6. <u>情報通信システムに係る機器及び装置類の販売・レンタル等</u>	(削 除)
7. <u>携帯電話を使用した遠隔融雪装置類の設計・製造・販売・施工・保守・レンタル等</u>	(削 除)
8. <u>各種融雪装置、暖房装置の設計・製造・販売・施工・メンテナンス等</u>	5. <u>各種融雪装置、暖房装置の設計・製造・販売・施工・メンテナンス等</u>
9. <u>遠隔融雪装置類による融雪監視代行業務</u>	6. <u>遠隔融雪装置類による融雪監視代行業務</u>
10. <u>除雪代行業務</u>	7. <u>除雪代行業務</u>
(新 設)	8. <u>ベンチャー企業に対する投資及びその養成</u>
(新 設)	9. <u>有価証券の取得および保有</u>
(新 設)	10. <u>投資事業組合財産の管理および運用</u>
(新 設)	11. <u>前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式ま</u>

<p>11.前記各号に附帯する一切の業務</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u>月<u>1</u>日から翌年<u>3</u>月<u>31</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日とする。</p>	<p><u>たは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p> <p>12.前記各号に附帯または関連する一切の業務</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>11</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>8</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当会社の事業年度は、毎年<u>9</u>月<u>1</u>日から翌年<u>8</u>月<u>31</u>日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>8</u>月<u>31</u>日とする。</p>
<p>2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2</u>月<u>末</u>日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(第14期の事業年度)</p> <p>第 1 条 第39条の規定にかかわらず、第14期の事業年度は、2019年4月1日から2020年8月31日までの17か月間とする。</p> <p>(第14期の中間配当の基準日)</p> <p>第 2 条 第 41 条の規定にかかわらず、第14期</p>

(新 設)	<u>の事業年度の間配当の基準日は、</u> <u>2019年9月30日とする。</u>
	<u>(附則の有効期限)</u>
	第3条 本附則第1条から第3条は、2020年8 <u>月31日まで有効とし、同日の経過を</u> <u>もって削除する。</u>

以 上